

事業運営上の留意事項

指定に関すること

- ・ 指定後の各種手続きについて（変更、休廃止）・・・・・・・・・・ 2～4

その他

- ・ 認知症介護基礎研修について・・・・・・・・・・ 5～6
- ・ 介護サービス情報の公表制度について・・・・・・・・・・ 7～8
- ・ 「災害時情報共有システム」概要と利用方法・・・・・・・・・・ 9
- ・ 訪問看護ステーション（医療保険）の取扱いに関する留意点について・・・・・・・・ 10～11
- ・ 介護職員による喀痰吸引等を実施する際の注意事項・・・・・・・・ 12～13
- ・ 「生活保護法に基づく介護について」（居宅）・・・・・・・・ 14～15
- ・ 介護保険と障害福祉の適用関係・・・・・・・・・・ 16

指定後の各種手続きについて

1 変更届出書・介護給付費算定に係る体制等に関する届出について

(1) 変更届出書の提出について

変更届提出書類一覧の事項について変更があった場合は、変更のあった日から 10 日以内に届出が必要です。「変更届出書」に必要書類を添付して届け出てください。

なお、届出方法は「来庁」と「郵送」に分かれています。届出項目が「来庁」の場合は、事前に電話で日時を予約のうえ来庁して届け出てください。

また、事業所の名称や所在地の変更は、介護保険事業所番号が変わる場合がありますので事前に相談してください。

(2) 介護給付費（第1号事業支給費）算定に係る体制等に関する届出（加算）の提出について

事業者指定時に届け出た「介護給付費（第1号事業支給費）算定に係る体制等に関する届出（加算）」の内容を変更する場合は、持参（要電話予約）若しくは特定記録郵便等（追跡可能なもの）により届け出てください。

また、算定に関する事項の届出については、サービスごとの「介護給付費（第1号事業支給費）算定に係る体制等に関する届出について」に従って必要書類を揃え、事前に届け出てください。

なお、届出の期限は算定開始月の前月 15 日（入居・入所サービスについては算定開始月の初日）までとなっています。

(3) 介護職員等処遇改善加算について

① 処遇改善に係る計画書等の届出

年度の途中でこれらの加算の算定を受けようとする介護サービス事業者は、算定をしようとする月の前々月の末日までに計画書等を届け出てください。

これらの加算は年度ごとに計画書等の届出が必要です。この加算を年度当初から算定しようとする介護サービス事業者は、算定しようとする年度の前年度の2月末までに届け出てください。

なお、計画書等は事業所ごとに作成することも、同一法人内の事業所を一括して作成することもできます。

② 処遇改善に係る実績報告書等の提出

これらの加算の算定をしている介護サービス事業者は、各事業年度における最終の加算の支払いがあった月の翌々月の末日までに（例年、7月末日までに）実績報告書等を提出してください。

(4) 各様式及び添付書類について

変更届出書及び介護給付費（第1号事業支給費）算定に係る体制等に関する届出（加算）に添付する必要書類等については、本市ホームページの「指定介護サービス事業者等向け情報」に掲載していますので、ダウンロードするなどして活用してください。

※ 変更届出書の提出に伴う留意事項について

ア 変更届出書の提出に伴い介護保険事業所番号が変更となる場合について
次のような場合には、介護保険事業所番号が変更されます。

(例)

- ① 同一所在地で複数の介護保険サービス事業を同一事業所名称で運営しており、その一部の事業につき、事業所名称を変更した場合 ※1
- ② 同一所在地で複数の介護保険サービス事業を同一事業所名称で運営しており、その一部の事業につき、市内で所在地を移転した場合 ※2

※1 事業所番号は、同一所在地、同一名称の事業所に対して1つの事業所番号を付与しています。よって、異なる事業所名称で事業を運営していたが、同一名称に統一するような場合も事業所番号が変更になります。

※2 他市町村への移転は変更届ではなく、本市への廃止届及び移転先の指定権者への新規指定申請となります。(一部の指定権者では変更届での取扱いとなる場合があります。)

イ 介護保険事業所番号、事業所名、事業所所在地が変更となった場合に必要な手続き等

● 全ての介護保険事業者は、以下のような手続きが必要となります。

- ① 居宅介護支援事業者及び居宅サービス事業者並びに利用者に対する介護保険事業所番号等の変更の周知徹底
- ② 国民健康保険団体連合会に対する所定の手続き(詳細は連合会へお問い合わせください)
- ③ 生活保護法の規定による介護機関の指定を受けている場合は、所管する福祉事務所への変更届出等の所定の手続き(詳細は本市健康福祉部 福祉事務所 生活福祉課にお問い合わせください)

● 指定居宅介護支援事業者は、以下の手続きが必要となります。

利用者の方が市町村に提出している「居宅サービス計画作成依頼届出書」の変更(事業所番号、事業所の名称の変更があった場合)(詳細は各市町村にお問い合わせください)

2 廃止(休止・再開)届出書について

(1) 廃止(休止・再開)届出書の提出について

事業所指定以降、廃止、休止、再開をする場合は、事前に「廃止(休止・再開)届出書」の提出が必要です。事前に電話で日時を予約のうえ来庁して届け出てください。

廃止(休止・再開)届は、郵送での受付はできません。

(2) 様式及び添付書類について

廃止(休止・再開)届出書に添付する必要書類等については、本市ホームページの「指定介護サービス事業者等向け情報」に掲載しています。

※ 廃止(休止・再開)届出書の提出に伴う留意事項について

ア 休止の場合について

事業者としての要件(指定基準)を満たさなくなった場合等で、かつ事業継続の意思を有する場合は、休止届出書を提出する必要があります(休止期間は最大で6か月)。

届出日・・・休止予定日の1か月前

イ 再開の場合について

前記の休止届出書を提出した事業者が事業を再開するためには、再開届出書を必ず再開前に提出し受理される必要があります。

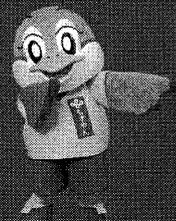
届出日・・・再開前にご連絡ください

ウ 廃止の場合について

事業を廃止する場合は、廃止届出書を提出する必要があります。

届出日・・・廃止予定日の1か月前

【照会・提出先】 枚方市健康福祉部 福祉指導監査課 介護事業者係
〒573-8666
枚方市大垣内町二丁目1番20号
電話：072-841-1468（直通）
FAX：072-841-1322



介護事業所長の皆様へ

大阪府認知症介護基礎研修等のご案内

©2014 大阪府もずやん

介護に直接携わるすべての職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない方について、認知症介護基礎研修を受講することが令和3年4月から義務付けられ、令和6年3月31日をもって経過措置期間が終了しました。介護サービス事業所は同年4月1日より、対象者の受講についてご対応をお願いします。

また、新規採用、中途採用を問わず、事業所が新たに採用した従業者（医療・福祉関係の資格を有さない者に限る）に対する受講の義務付けについては、採用後1年間の猶予期間が設けられ、採用後1年を経過するまでに認知症介護基礎研修を受講させることとされています。

◆認知症介護基礎研修とは

- ・認知症の人への介護に求められる基本的な理解や対応方法を習得するための研修です。
- ・大阪府では e ラーニングによる研修形式を導入しており、パソコンやスマートフォン等で24時間いつでも受講可能です。

◆対象者

- ・府内に所在するすべての介護サービス事業所〔無資格者がいない訪問系サービス（訪問入浴介護を除く）、福祉用具貸与、居宅介護支援を除く〕において、介護に直接携わる職員の方全員です。
- 但し、以下の受講義務が免除となる方は受講対象外です。

【受講義務が免除となる方】

○次のいずれかの資格を有している。

看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者、訪問介護員養成研修一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師、柔道整復師、福祉用具専門員、歯科衛生士

○次のいずれかの条件に該当する。

- ・認知症介護実践者研修、認知症介護実践リーダー研修、認知症介護指導者研修等の認知症介護に係る研修を修了した者
- ・養成施設で認知症に係る科目を受講した者（卒業証明書及び履修科目証明書により、事業所及び自治体が認知症に係る科目を受講していることが確認できること。）
- ・福祉系高校で認知症に係る科目を受講した者（卒業証明書が確認できること。）

◆受講方法について

申込方法や受講の流れなどについては、大阪府 HP をご覧いただき、指定研修法人の申し込み用 URL より直接お申込みください。

大阪府 HP 認知症介護基礎研修について⇒



◆問い合わせ先

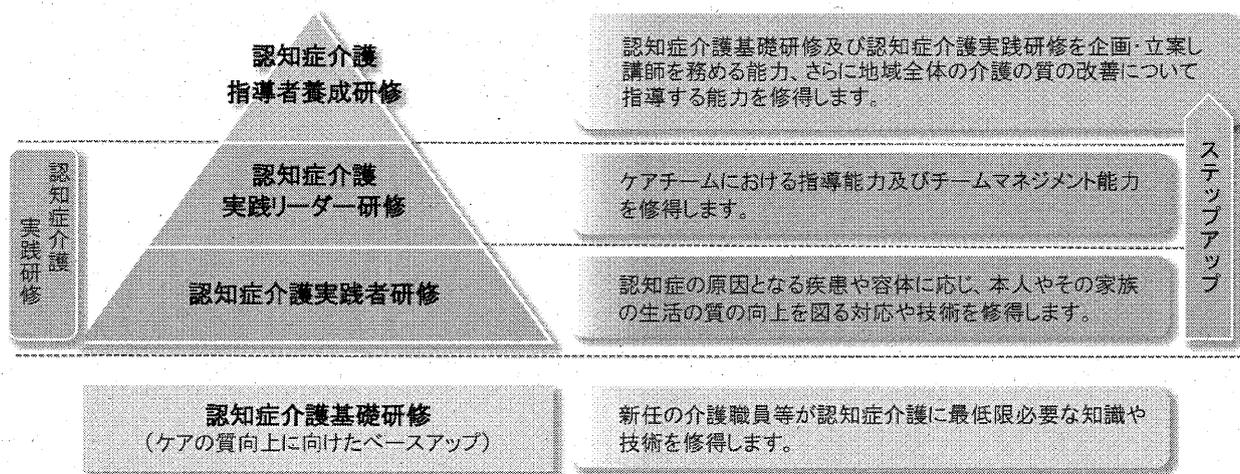
大阪府 福祉部 高齢介護室 介護支援課 認知症・医介連携グループ
電話：06-6944-7098

裏面あり

認知症介護実践者研修等のご案内

大阪府では、介護職員等に対して、認知症介護に関する実践的な知識及び技術を修得するための研修を実施しています。介護事業所職員の積極的な受講をご検討下さい。※認知症専門ケア加算の算定要件の1つでもある『認知症ケアに関する専門的研修等』に該当するものもあります。

【認知症介護実践者等養成事業の構造】



図引用：認知症介護研究・研修センター「認知症介護指導者養成研修」パンフレット

◆認知症介護実践者研修（6日間の講義・演習＋4週間の現場実習）

研修受講要件は、「介護保険施設・事業者等に従事する介護職員等で、認知症介護基礎研修を修了した者あるいはそれと同等以上の能力を有する者であり、身体介護に関する基本的知識・技術を修得している者であって、概ね2年程度の実務経験を有する者」です。

◆認知症介護実践リーダー研修（7日間の講義・演習＋4週間の現場実習）

研修受講要件は、「介護保険施設・事業者等に従事する介護職員等で、介護保険施設・事業者等において介護業務に概ね5年以上従事した経験を有する者であり、かつ、ケアチームのリーダーまたはリーダーになることが予定されるものであって、実践者研修(旧基礎課程を含む)を修了し1年以上経過している者」です。

詳しくは、大阪府 HP「介護従事者の方向け研修情報」にある、認知症実践研修（実践者研修・実践リーダー研修）のページをご覧ください。

大阪府 HP 認知症実践研修（実践者研修・実践リーダー研修）について⇒



◆認知症介護指導者養成研修

大阪府が実施する認知症介護基礎研修及び認知症介護実践研修を企画・立案し、講義、演習、実習を担当することができる能力を身につけるとともに、介護保険施設・事業者等における介護の質の改善について指導することができる方を養成することを目的とした研修です。

詳しくは、大阪府 HP「介護従事者の方向け研修情報」にある、認知症介護指導者研修のページをご覧ください。

大阪府 HP 認知症介護指導者研修について⇒



介護サービス情報の公表制度について

介護サービス情報の公表制度とは、介護サービスの利用者やその家族等が適切にサービスを選択できる機会を提供するために、介護サービス事業者から報告があった事業所・施設の情報を、国がインターネット上で提供する「介護サービス情報公表システム」において公表する制度です。

介護保険法第 115 条の 35 により、介護サービス事業者には報告の義務が課せられています。

ここでは大阪府の取扱いを紹介しています。

政令指定都市（大阪市、堺市）に所在する事業所、施設については、両市が情報公表事務の権限を有していますので、取扱いが異なることがあります。

■ 介護サービス情報の公表対象事業者

介護サービス情報の公表は、毎年度、大阪府が策定する計画に基づき実施されます。報告対象事業者は、自らの責任において適正な報告を行う必要があります。

【報告対象事業者】

- ① 計画に定める基準日前の 1 年間において、提供を行った介護サービスの対価として支払いを受けた金額が 100 万円を超える事業者
- ② 新規に指定又は許可を受けて介護サービスの提供を開始する事業者

■ 情報公表手数料

1 サービスにつき 2,000 円の手数料が必要です。
大阪市、堺市も同額です。（令和 4 年 4 月現在）

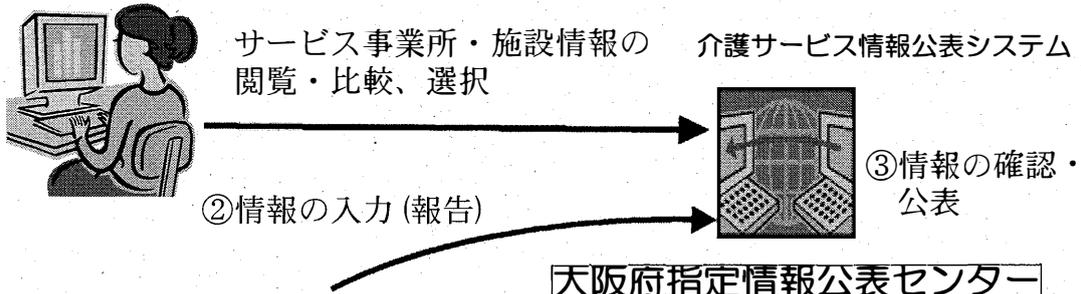
■ 公表事務の流れ

- ① 7 月から 10 月にかけて順次、大阪府指定情報公表センターから報告対象事業者に、情報を入力するために必要な ID・パスワードを記載した通知文書、手数料の払込票等を送付します。
- ② 報告対象事業者は、公表システムにログインし、情報を入力し、期限までに報告を完了します。併せて、送付された払込票により、コンビニで手数料を納付します。
- ③ 指定情報公表センターでの手数料の入金及び報告内容の確認が完了すると、公表システム上で報告内容が公表されます。

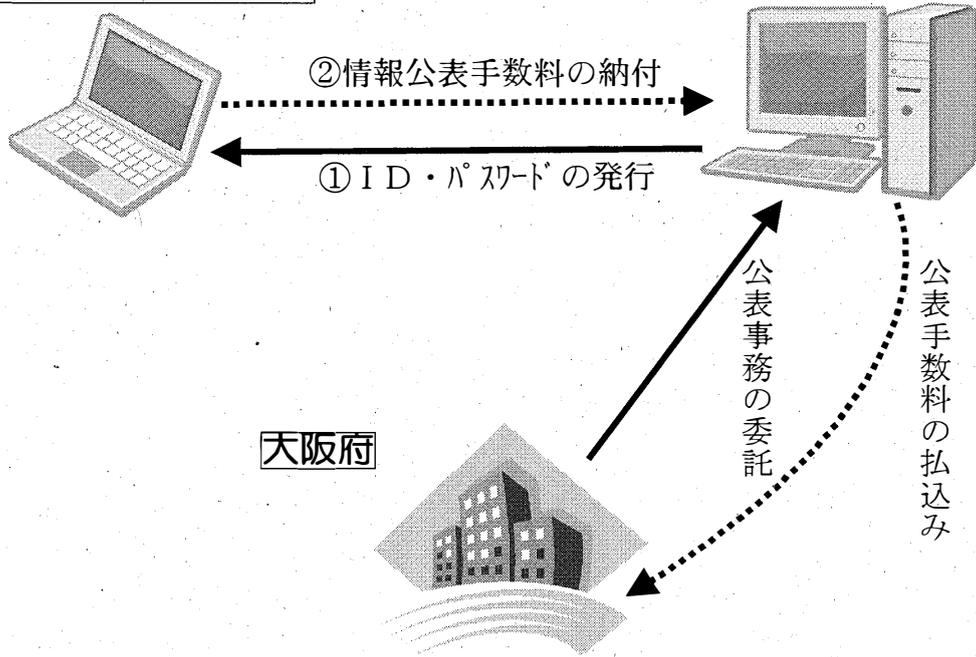
※報告対象事業者には通知文書が送付されますので、届かなかった事業者は報告する必要はありません。ただし、指定情報公表センターに自ら申請し、手数料を納付することにより、公表システム上で介護サービス情報を公表することができます。

介護サービス情報の公表の流れ

利用者及びその家族等



介護サービス事業者



詳しくは大阪府のホームページを御覧ください。

http://www.pref.osaka.lg.jp/jigyoshido/kohyo_top/index.html

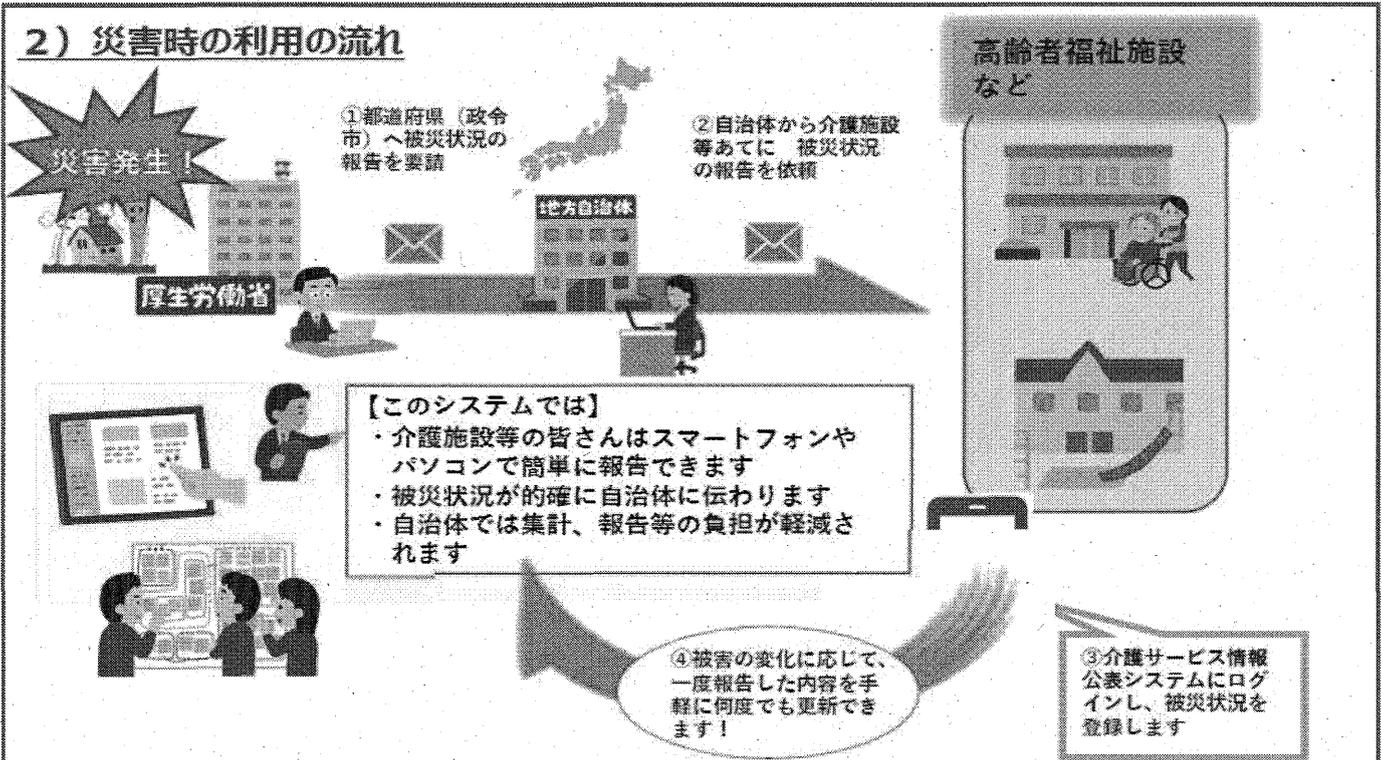
「災害時情報共有システム」について 登録情報の更新・追加をお願いします！

1) 災害時情報共有システムとは

災害発生時に、介護施設・事業所等（以下、「介護施設など」という）の被災状況を介護施設等と自治体、国（厚生労働省）の間で情報共有するためのシステムです。国を通じて被災状況の報告を求められた際に、介護施設等のパソコンやスタッフのスマートフォンを使って、介護施設等の被害状況を的確に、簡単に知らせることができます。

自治体・国では、介護施設等から報告された被災状況を速やかに確認・把握した上で、必要な支援につないでいくことができます。

2) 災害時の利用の流れ



3) 登録情報確認方法

1. 災害時情報共有システム (<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/houkoku/27/>) にログインする。ID・PWは、従前通り情報公表システムにログインするものと同じです。システム入力方法が不明な場合は、介護サービス情報公表センター（電話06-6762-9476）までお問い合わせください。
2. 基本情報欄に、法人名称など必要項目を入力し、運営情報欄及び緊急連絡先（担当者名、電話番号、メールアドレス）が入力されているかを確認する。未入力や古い情報の場合は、適宜修正を行ってください。
3. 登録内容を確認し、未入力箇所を登録し確定する。

※災害発生時の被災情報につきましては、情報の公表と同じく事業所ごとに入力いただく必要があります。入所施設に併設の短期入所生活介護事業所や同一建物にある通所介護事業所であってもそれぞれに入力してください。

訪問看護ステーション（医療保険）の取扱いに関する留意点について

平素から、社会保険医療行政の推進に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、訪問看護事業者が介護保険法の指定を受けたときは、原則、健康保険法の指定も受けたものとみなされますので、次の点にご留意願います。

★ 訪問看護ステーションの適切な運営にご協力をお願いいたします。

- ステーションが遵守すべき事項は、「指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準について」の一部改正について（令和6年3月5日保発 0305 第 13 号厚生労働省保険局長通知）に定められています。
- 厚生労働省のホームページにて、上記通知名をサイト内検索してご確認の上、引き続きステーションの適切な運営にご協力をお願いいたします。

★ 訪問看護療養費の適切な請求をお願いいたします。

- ステーションの算定に関する留意事項は、「訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法の一部改正に伴う 実施上の留意事項について」令和6年3月5日保発 0305 第 12 号厚生労働省保険局長通知に定められています。
- 留意事項や請求に関する詳細については通知に記載がありますので、厚生労働省のホームページにて、上記通知名をサイト内検索してご確認の上、訪問看護療養費の適切な請求をお願いいたします。

★ 介護保険に係る届出とは別に、近畿厚生局へ届出が必要な場合があります。

- 届け出した内容に変更があった場合や基準が設けられた項目を算定する場合は、市町村（介護保険）への届出とは別に、近畿厚生局（医療保険）にも届出が必要です。
（詳細は裏面をご参照ください。）

届出様式は、近畿厚生局のホームページに掲載しています。

近畿厚生局ホームページ（<https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kinki/index.html>）
→ 保険医療機関・薬局、訪看関係（お知らせ、手続のご案内） → 訪問看護事業者の方へ



「訪問看護事業変更届」について

次に該当したときは、速やかに「訪問看護事業変更届」の提出をお願いします。

- ① 訪問看護ステーションの名称・所在地の変更
- ② 開設者(法人等)の名称・所在地の変更
- ③ 法人等の代表者の氏名・住所の変更
- ④ 法人等の定款・寄附行為・条例の変更
- ⑤ 法人等が他に開設している介護老人保健施設等の名称・所在地・施設内容の変更、廃止
- ⑥ 管理者の変更(交替)、氏名・住所の変更
- ⑦ 運営規程の変更

※ 管理者以外の職員に係る変更(採用、退職、死亡、氏名変更)については、令和2年4月1日から届出が不要となりました。

※ ステーションを休止・廃止・再開する場合は「訪問看護事業の休止・廃止・再開届」を提出してください。

基準の届出について

次の項目を算定する場合は、事前に届出が必要です。

- 精神科訪問看護基本療養費
- 24時間対応体制加算
- 特別管理加算
- 訪問看護基本療養費の注2及び注4に規定する専門の研修を受けた看護師
- 精神科複数回訪問加算
- 精神科重症患者支援管理連携加算
- 機能強化型訪問看護管理療養費1・2・3
- 専門管理加算
- 遠隔死亡診断補助加算
- 訪問看護医療DX情報活用加算
- 訪問看護管理療養費1・2
- 訪問看護ベースアップ評価料(I)(II)

【照会先】厚生労働省 近畿厚生局指導監査課

- | | |
|------------------------------|------------------------|
| ○ 施設基準の <u>届出</u> について | 06-7663-7663(施設基準グループ) |
| ○ 指定、届出事項の変更の <u>届出</u> について | 06-7663-7664(審査グループ) |
| ○ 訪問看護療養費の <u>算定</u> について | 06-7663-7665(指導第1グループ) |

現在位置 [ホーム](#)

あしあと [枚方市 | ウェルカムページ](#) > [枚方市ホームページ](#) > [介護職員が行う喀痰吸引等業務に関する注意喚起について](#)

介護職員が行う喀痰吸引等業務に関する注意喚起について

[公開日：2024年7月4日] [更新日：2024年7月4日] ページ番号：2392

ソーシャルサイトへのリンクは別ウィンドウで開きます

[シェア](#) [ツイート](#) [LINEで送る](#)

施設および事業所等において、介護職員が喀痰吸引等業務を行う場合は、社会福祉士および介護福祉士法（昭和62年法律第30号）に定められた要件に基づき、適切に実施する必要があります。

しかしながら、大阪府では介護職員による喀痰吸引等業務に関し、不適切な内容で実施されているとの通報等により、改善指導を行う事例が最近相次いでいます。

つきましては、施設または事業所における実施状況について定期的に自主点検を行い、利用者の安全を徹底していただくようお願いします。

主な改善勧告の事例

- 研修を修了していない介護職員による喀痰吸引等業務の実施
- 特別養護老人ホーム等における経過措置の認定にもかかわらず、胃瘻の接続・注入を行うケースなど認定された範囲を越えた業務の実施
- 事業所登録を行わず介護職員による喀痰吸引等業務を実施
- 業務方法書に従わない喀痰吸引業務の実施（医師の指示書がない、入所者ごとの業務計画書が策定されていない、日々の実施記録の記載がないなど）
- 変更届の未提出（喀痰吸引等業務従事者に変更があった場合などにおいて、変更届が未提出）

介護職員による喀痰吸引等を実施する際の注意事項

社会福祉士および介護福祉士法に基づき、介護職員による喀痰吸引等の業務を行う場合の注意事項を掲載しています。

添付ファイル

 [介護職員による喀痰吸引等を実施する際の注意事項 \(PDF形式、233.56KB\)](#)

登録特定行為事業者の自主点検表について

社会福祉士および介護福祉士法（昭和62年法律第30号）に定められた要件に基づき、適切に実施しているかについて、定期的に（年1回以上）自主点検を行い、利用者の安全を徹底していただくようお願いします。

[2【事業者】\(6\) 注意喚起・自主点検 / 大阪府（おおさかふ）ホームページ \[Osaka Prefectural Government\]](#) [外部リンク](#)

お問い合わせ

枚方市役所 健康福祉部 福祉指導監査課 法人・障害福祉事業者担当 / 介護事業者担当

電話：072-841-1467 / 072-841-1468

ファックス：072-841-1322

電話番号のかけ間違いにご注意ください！

[お問い合わせフォーム](#)

健康福祉部福祉指導監査課法人・障害福祉事業者担当 / 介護事業者担当

[福祉指導監査課トップページ](#)

[重要なお知らせ](#)

[新型コロナウイルス感染症関係](#)

[指定介護サービス事業者等向け情報](#)

[お知らせ](#)

[研修情報](#)

[申請・届出関係](#)

[集団指導](#)

[運営指導](#)

[業務管理体制](#)

[事業運営にあたって](#)

[リンク集](#)

[高齢者福祉施設事業者向け情報](#)

[お知らせ](#)

[研修情報](#)

[指導・研修会](#)

[有料老人ホーム関係](#)

[サービス付き高齢者向け住宅関係](#)

介護職員による喀痰吸引等を実施する際の注意事項

社会福祉士及び介護福祉士法に基づき介護職員による喀痰吸引等（喀痰吸引や経管栄養）を実施する場合には、利用者の安全のため、次の点に注意し、適切に実施してください。

1. 登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）

- ◎喀痰吸引等行為を実施する場合は、事業者登録が必要です
- ◎社会福祉士及び介護福祉士法に定められた要件に従って実施する必要があります

（注）事業者登録申請日当日の喀痰吸引等は原則実施できません。必要な体制、書類等を準備し、余裕をもって申請してください。

※登録喀痰吸引等事業者・・・介護福祉士が喀痰吸引等を行う事業者で、介護福祉士に対する実地研修が実施できる事業者

※登録特定行為事業者・・・認定特定行為業務従事者（「認定証」を持った介護職員）が特定行為（喀痰吸引等）を行う事業者

2 喀痰吸引等を実施できる介護職員

- ◎登録研修機関等において一定の研修を受け、都道府県による認定を受けた職員
- ◎公益財団法人社会福祉振興・試験センターで喀痰吸引等行為の登録を行った介護福祉士

（注）特別養護老人ホーム等における経過措置による認定者は胃ろうによる経管栄養の接続、注入はできません。

喀痰吸引等（特定行為）の実施に当たっては、適切な業務運営がなされるよう、定期的（年1回以上）に自主点検を行い、その結果の保存をお願いします。詳しくは大阪府のホームページを御覧ください。

【高齢介護室 喀痰吸引等業務登録申請についてのお知らせ】

http://www.pref.osaka.lg.jp/koreishitsu/tankyuin_futokutei/

《相談・受付窓口（高齢者福祉サービスに関するもの）》

大阪府福祉部高齢介護室施設指導グループ 喀痰吸引等事業担当

☎06-6941-0351 内線 4495

「生活保護法に基づく介護について」（居宅）

生活保護制度で介護サービスを提供するためには、生活保護法による指定が必要です

生活保護法改正により、平成 26 年(2014 年) 7 月 1 日以降に介護保険法の規定による指定を受けた場合は、生活保護法の規定による指定がなされたものとみなされます（**みなし指定**）。みなし指定を受けた事業者は、生活保護法の指定介護機関となり、改めて指定申請を行う必要はありません。

なお、平成 26 年(2014 年) 7 月 1 日の法改正前に介護保険法の指定を受けていた事業所が生活保護の指定を希望するときは、みなし指定の適用はされませんので、生活保護の指定申請が必要です。

また、適用対象となる事業所であってみなし指定の適用を希望しない場合は、所定の様式により**別段の申出（辞退）**を行う必要があります。

1 介護機関の指定について

- (1) 指定介護機関とは、生活保護法による介護扶助を行うため、介護を担当する機関をいい、都道府県知事・政令市または中核市の市長が管内の事業者について、その事業ごとに指定します。
- (2) 新たに指定を受けようとする介護機関は、指定申請書正副 2 通及び必要書類を**健康福祉部福祉事務所 生活福祉課**へ提出してください。また、該当するサービスを全て記載してください。

2 生活保護法施行規則に規定されている変更等届出が必要な事項

1. 事業所の名称や所在地の変更
2. 事業者の名称や主たる事務所の所在地（個人の場合は氏名や住所）の変更
3. 事業所の管理者に関する事項の変更 ※1
4. 事業者の代表者に関する事項の変更 ※1
5. 事業を休止する場合
6. 休止していた事業を再開する場合
7. 生活保護法等の指定を辞退する場合 ※2

※1 平成 26 年(2014 年) 7 月 1 日から届出が必要になりました。

※2 辞退しようとする日の 30 日以上前に届出が必要です。

提出先等詳細は、下記のホームページでご確認ください

問い合わせ先 | 枚方市健康福祉部 福祉事務所 生活福祉課

(直通) 電話番号 : 072-841-1546 ファクス番号 : 072-841-4123

「生活保護法等による医療機関及び介護機関指定申請・廃止等届出」

<https://www.city.hirakata.osaka.jp/0000001943.html>

◎指定介護機関に関する枚方市からの情報をホームページにて提供しています。

3 指定介護機関の義務（法第 50 条）

- (1) 生活保護法の規定により指定を受けた介護機関は、厚生労働大臣の定めるところ（指定介護機関介護担当規程）により、懇切丁寧に被保護者の介護を担当しなければなりません。
- (2) 指定介護機関は、被保護者の介護について、都道府県知事、政令市及び中核市の市長の行なう指示に従わなければなりません。

4 指定介護機関における留意事項

- (1) 介護扶助はサービスを受ける保護受給者の生活保護を実施している福祉事務所から委託されることにより現物給付していただくこととなります。福祉事務所から送付される介護券を確認のうえサービスを行ってください。（受給者番号、有効期間、本人支払額等の確認）
- (2) 介護券からレセプト（介護給付費明細書）へ必要事項の転記を正確に行ってください。
- (3) 介護券については、福祉事務所におけるレセプトの点検が終了（6ヶ月間）するまで保管してください。点検終了後は介護機関において、適正な処分をしてください。
- (4) 介護券に本人支払額の記載がある場合は、本人から当該金額を徴収し、残額を介護報酬として大阪府国民健康保険団体連合会（国保連）に請求してください。
居宅介護の場合の本人支払い額の上限は 15,000 円です。もし、本人支払額の全額が徴収できない場合は、速やかに福祉事務所へ連絡のうえ調整をお願いします。
- (5) 生活保護制度においては最低限度の生活の保障という観点から、介護保険の対象となる範囲についてのみ給付を行いません。
- (6) 都道府県、政令市及び中核市は、被保護者の処遇が効果的に行われるよう福祉事務所と指定介護機関相互の協力体制を確保することを主眼として、指定介護機関個別指導を行っています。被保護者の介護サービスの給付に関する事務及び給付状況（介護扶助に対する理解・報酬請求）等について、介護記録、その他の帳簿書類を閲覧し、懇談形式で実施しますので、ご協力をお願いします。
- (7) 生活保護法による指定を受ける際に、同時に中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（以降、「中国残留邦人等支援法」）による指定も受けることとなります。中国残留邦人等支援法にかかる介護支援給付は生活保護の介護扶助に準じた方法で実施されますが、詳細についてはサービスを受ける受給者の支援給付を実施している福祉事務所へご確認ください。

社会保障制度の原則である保険優先の考え方の下、サービス内容や機能から、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合は、原則介護保険サービスに係る保険給付を優先して受けることになる。



一律に介護保険サービスを優先的に利用するものではなく、申請者の個別の状況に応じ、申請者が必要としている支援内容を介護保険サービスにより受けることが可能かを判断

(2) 介護給付費等と介護保険制度との適用関係

市町村は、介護保険の被保険者(受給者)である障害者から障害福祉サービスの利用に係る支給申請があった場合は、個別のケースに応じて、申請に係る障害福祉サービスに相当する介護保険サービスにより適切な支援を受けることが可能か否か、当該介護保険サービスに係る保険給付を受けることが可能か否か等について、介護保険担当課や当該受給者の居宅介護支援を行う居宅介護支援事業者等とも必要に応じて連携した上で把握し、適切に支給決定すること。

② 介護保険サービス優先の捉え方

ア サービス内容や機能から、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合は、基本的には、この介護保険サービスに係る保険給付を優先して受けることとなる。しかしながら、障害者が同様のサービスを希望する場合でも、その心身の状況やサービス利用を必要とする理由は多様であり、介護保険サービスを一律に優先させ、これにより必要な支援を受けることができるか否かを一概に判断することは困難であることから、障害福祉サービスの種類や利用者の状況に応じて当該サービスに相当する介護保険サービスを特定し、一律に当該介護保険サービスを優先的に利用するものとはしないこととする。

したがって、市町村において、申請に係る障害福祉サービスの利用に関する具体的な内容(利用意向)を聴き取りにより把握した上で、申請者が必要としている支援内容を介護保険サービスにより受けることが可能か否かを適切に判断すること。

「障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について(平成19年通知)」

1

市町村が適当と認める支給量が介護保険サービスのみによって確保することができないと認められる場合等には、障害者総合支援法に基づくサービスを受けることが可能

③ 具体的な運用

申請に係る障害福祉サービスに相当する介護保険サービスにより必要な支援を受けることが可能と判断される場合には、基本的には介護給付費等を支給することはできないが、以下のとおり、当該サービスの利用について介護保険法の規定による保険給付が受けられない場合には、その限りにおいて、介護給付費等を支給することが可能である。

ア 在宅の障害者で、申請に係る障害福祉サービスについて当該市町村において適当と認める支給量が、当該障害福祉サービスに相当する介護保険サービスに係る保険給付の居宅介護サービス費等区分支給限度基準額の制約から、介護保険のケアプラン上において介護保険サービスのみによって確保することができないものと認められる場合。

イ 利用可能な介護保険サービスに係る事業所又は施設が身近にない、あっても利用定員に空きがないなど、当該障害者が実際に申請に係る障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用することが困難と市町村が認める場合(当該事情が解消するまでの間に限る。)

「障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について(平成19年通知)」

状態の変化によりサービスの必要量が増減する場合があるが、介護保険利用前に必要とされていたサービスが、介護保険利用開始前後で大きく変化することは一般的には考えにくいことから、個々の実態に即した適切な運用をお願いしたい。

「平成26年3月障害保健福祉関係主管課長会議」

障害福祉サービス固有のサービスと認められるものを利用する場合については、障害者総合支援法に基づくサービスを受けることが可能

イ サービス内容や機能から、介護保険サービスには相当するものがない障害福祉サービス固有のもの(同行援護、行動援護、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援等)については、当該障害福祉サービスに係る介護給付費等を支給する。

「障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について(平成19年通知)」

2